

人身取引及び性的搾取の防止に関する法律

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2004 年 7 月 15 日付け勅許第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織及び権能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付け勅許第 02/NS/94 号
- 司法省の設立に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付け勅許第 NS/RKM/0196/04 号
- カンボジア王国首相の要請及び司法大臣の要請を理解し、この法律を公布する。

人身取引及び性的搾取の抑制に関する法律は、第 3 議会第 7 会期中の国民議会において 2007 年 12 月 20 日に成立し、上院の第 2 議会第 4 全体会議によって 2008 年 1 月 18 日に、法律の形式及び法的概念に関していかなる変更もなく承認された。以下にその全文を記す。

第 1 章 一般条項

第 1 条：本法の目的

本法の目的は、人身取引及び性的搾取の行為を抑制することである。人間の権利及び尊厳を保護し、国民の健康と福祉を向上させ、国の優れた慣習を維持して強化し、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、及びカンボジア王国が批准又は署名をした人身取引に関するその他の国際的な文書及び合意を補足する。人間、特に女性と児童の取引を防止して抑制し、罰するための国連議定書を実施することである。

第 2 条：領土内での本法の適用

本法は、カンボジア王国の領土内で行われた罪に適用されるものとする。

本法の目的では、カンボジア王国の領土は、カンボジア国旗を掲揚する資格を有する船舶又は航空機を含むとみなされるものとする。

罪は、その行為の一要素がカンボジア王国の領土内でなされた場合は常に、カンボジア王国の領土内でなされたとみなされるものとする。

第 3 条：領土外での本法の適用

本法は、クメール国民によってカンボジア王国の領土外でなされたいかなる重罪又は軽罪にも適用されるものとする。

本法は、犯罪の実行時に犠牲者がクメール国民である場合、外国人によってカンボジア王国の領土外で犯されたいかなる重罪又は軽罪にも適用されるものとする。

第 4 条：刑事責任

本法において定められている重罪又は軽罪を犯す試みは、その罪が実行された場合と同様に罰せられ、同一の罰を受けるものとする。

本法において定められている重罪又は軽罪の共犯者又は扇動者は、その罪を犯した本人として罰せられ、同一の罰を受けるものとする。

共犯者及び扇動者には、本法において定められている重罪又は軽罪を犯すように他の人を組織し、又は他の人に指示するという形が含まれるが、それに限らない。

法人の代表者、代理人若しくは従業員、又は本人が、その事業の範囲において、又はその法人若しくは本人の利益のために、本法において定められている罪を犯した場合、その法人又は本人は、該当する条項において定められている刑罰に従って、罰金及びその他の罰を科されるものとする。

第5条：主刑の宣告

犯罪が懲役と罰金の両方によって罰せられうる場合、すべて、裁判所は、下記の事項を宣告することができる。

1. 懲役と罰金の併科
2. 懲役のみ
3. 罰金のみ

第6条：犯罪の同時発生

一つの犯罪による訴追中に、被告人が複数の同時発生の犯罪に関して有罪であると認定された場合、それぞれの刑罰を宣告することができる。しかし、同一の性質を有する複数の刑罰を受ける場合、その性質の刑罰一つのみが、法的に認められる最大限の範囲で宣告されうる。

第7条：未成年者の定義

本法において「未成年者」は、18歳未満の人を意味するものとする。

自身の監督又は支配の下に未成年者を置いている人は、その未成年者の年齢が18歳以上であると本人が合理的な理由をもって信じていることを証明しない限り、その未成年者の年齢を知っていると推定されるものとする。

第2章

人の売買又は交換の行為

第8条：違法な移動の定義

本法において「違法な移動の行為」は、下記のものを意味する。

1. 当事者又は第三者の管理下で、力、脅し、騙し、職権悪用又は誘惑によって、人を現在の居住地から移動する。
2. そのようにする法的権限もその他の法的正当性もなしに、未成年者、又は一般的な監護若しくは管理又は法的監護の下にいる人を、親、介護人又は後見人の法的監護の下から連れ去る。

第9条：違法な移動、とりわけ未成年者の移動

未成年者、又は一般的な監護若しくは管理又は法的監護の下にいる人を違法に移動した人は、2年から5年の懲役に処されるものとする。

本条において定められる犯罪に対する罰は、下記の条件がすべて満たされているときに軽減されるものとする。

1. 監護から連れ去られた人が、15歳未満ではなく、犯罪行為に完全に同意している。
2. 本法第8条第1項に定められているいかなる手段も使われていない。

3. 違反者は罪を犯すいかなる意図も持っていない。

本条において定められている罪の訴追は、本法第 8 条第 1 項において定められている手段のいずれかが使われていない限り、親、保護者・介護人、又は関係する適法な後見人からの告発の提出に対してのみ開始される。

第 10 条：目的を持った違法な移動

営利、性的攻撃、ポルノの制作、犠牲者の意思に反する結婚、養子縁組、又は何らかの形の搾取の目的で他の人を違法に移動した人は、7 年から 15 年の懲役に処されるものとする。

下記の場合、本条において定められている罪は、15 年から 20 年の懲役に処されるものとする。

- 犠牲者が未成年者である。
- その罪は、犠牲者に対する自身の権限を悪用した官吏によってなされた。
- その罪は組織によってなされた。

本条、ならびに本法第 12 条、第 15 条、第 17 条及び第 19 条における「何らかの形の搾取」とは、他の人の買春からの搾取、ポルノグラフィ、営利的な性行為、強制的な労働又はサービス、奴隷状態又はそれに類似した行為、借金による束縛、強制的な隷属、児童労働、及び臓器摘出を含むものとする。

本条第 1 項に記されているいずれかの意図された目的に対する犠牲者の同意は、本法第 8 条第 1 項に記されているいずれかの手段が使用された場合には無関係である。

このことは、本法第 15 条、第 17 条及び第 19 条に定められている罪には適用されないものとする。

第 11 条：国境を越えての移転のための違法な移動

カンボジア王国外に引き渡す又は移転する目的で、他の人を違法に移動した人は、7 年から 15 年の懲役に処されるものとする。

他の国に引き渡す又は移転する目的で、カンボジア王国外の国において、他の人を違法に移動した人も、本条第 1 項に記されているものと同一の刑に処されるものとする。

本条において定められている罪は、下記の場合に 15 年から 20 年の懲役に処されるものとする。

- 犠牲者が未成年者である。
- その罪は、犠牲者に対する自身の権限を悪用した官吏によってなされた。
- その罪は組織によってなされた。

第 12 条：搾取のための違法な募集

本法において「違法な募集行為」とは、騙し、職権悪用、監禁、力、脅し、又は何らかの強制的手段を利用して、何らかの搾取の形に関与するために人を勧誘し雇用し又は採用することを意味するものとする。

他の人を違法に募集した人は、7 年から 15 年の懲役に処されるものとする。

本条において定められている罪は、下記の場合に 15 年から 20 年の懲役に処されるものとする。

- 犠牲者が未成年者である。
- その罪は、犠牲者に対する自身の権限を悪用した官吏によってなされた。
- その罪は組織によってなされた。

第 13 条：人の売買又は交換の行為の定義

人の「売買又は交換の行為」とは、サービス及び人を含む何らかの価値を有するものと交換で、人に対する支配力を他の人に違法に引き渡すこと、又は人に対する支配力を他の人から違法に受け取ることを意味するものとする。

仲介人として人の売買又は交換の行為を斡旋する行為は、人の売買又は交換の行為と同一の刑に処されるものとする。

第 14 条：人の売買又は交換の行為

他の人を売買又は交換した人は、2年から5年の懲役に処されるものとする。

第 15 条：目的を持った人の売買及び交換の行為

営利、性的攻撃、ポルノの制作、犠牲者の意思に反する結婚、養子縁組、又は何らかの形の搾取の目的で他の人を売買又は交換した人は、7年から15年の懲役に処されるものとする。

下記の場合、本条において定められている罪は、15年から20年の懲役に処されるものとする。

- 犠牲者が未成年者である。
- その罪は、犠牲者に対する自身の権限を悪用した官吏によってなされた。
- その罪は組織によってなされた。

第 16 条：国境を越えての移転のための人の売買又は交換の行為

カンボジア王国外に引き渡す又は移転する目的で、他の人を売買又は交換した人は、7年から15年の懲役に処されるものとする。

他の国にその人を引き渡す又は移転する目的で、カンボジア王国外の国において、他の人を売買又は交換した人も、第1項に記されているものと同一の刑に処されるものとする。

本条において定められている罪は、下記の場合に15年から20年の懲役に処されるものとする。

- 犠牲者が未成年者である。
- その罪は、犠牲者に対する自身の権限を悪用した官吏によってなされた。
- その罪は組織によってなされた。

第 17 条：目的を持った移送

営利、性的攻撃、ポルノの制作、犠牲者の意思に反する結婚、養子縁組、又は何らかの形の搾取の目的で、違法に移動、募集、売買、交換又は移送されたことを知っている他の人を移送した人は、7年から15年の懲役に処されるものとする。

本条において定められている罪は、下記の場合に15年から20年の懲役に処されるものとする。

- その罪は、犠牲者に対する自身の権限を悪用した官吏によってなされた。
- その罪は組織によってなされた。

第 18 条：国境を越えての移送（国境を越えて人を移送する行為）

違法に移動、募集、売買、交換又は移送されたことを知っている他の人をカンボジア王国外に移送（連行）した人は、7年から15年の懲役に処されるものとする。

違法に移動、募集、売買、交換又は移送されたことを知っている他の人をカンボジア王国外の国において移送（連行）した人は、第1項に記されているものと同一の刑に処されるものとする。

本条において定められている罪は、下記の場合に 15 年から 20 年の懲役に処されるものとする。

- その罪は、犠牲者に対する自身の権限を悪用した官吏によってなされた。
- その罪は組織によってなされた。

第 19 条：目的を持った人の受け取り

営利、性的攻撃、ポルノの制作、犠牲者の意思に反する結婚、養子縁組、又は何らかの形の搾取の目的で、違法に移動、募集、売買、交換又は移送された他の人を受け取り、かくまい、又は隠匿した人は、7 年から 15 年の懲役に処されるものとする。

本条において定められている罪は、下記の場合に 15 年から 20 年の懲役に処されるものとする。

- 犠牲者が未成年者である。
- その罪は、犠牲者に対する自身の権限を悪用した官吏によってなされた。
- その罪は組織によってなされた。

第 20 条：違反者を支援する目的での人の受取り

犠牲者を違法に移動、募集、売買、交換又は移送した違反者を支援する目的で、違法に移動、募集、売買、交換又は移送された犠牲者を受け取り、かくまい、又は隠匿した人は、2 年から 5 年の懲役、又は 4,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金に処されるものとする。

本条において定められている罪は、犠牲者が未成年の場合に 5 年から 10 年の懲役に処されるものとする。

第 3 章

監禁

第 21 条：拉致（拘束）、拘禁、監禁

法的権限なしで他の人を拘束、拘禁又は監禁した人は、下記の懲役に処されるものとする。

1. 拘束、拘禁又は監禁が 1 か月未満しか継続しなかった場合、3 年から 5 年
2. 拘束、拘禁又は監禁が 1 か月以上継続した場合、5 年から 10 年

第 22 条：重大化させる状況

法的権限なしで他の人を拘束、拘禁又は監禁した人は、下記の場合に終身刑に処されるものとする。

1. その罪に拷問又は野蛮な行為が伴っている。
2. その罪にその人の死亡が続いている。
3. その罪が身代金の支払いを得るためになされている。

第 4 章

買春及び児童買春

第 23 条：買春及び児童買春の定義

本法において「買春」とは、価値を有するものとの交換での、不特定の人との性交、又はその他のすべての種類の性的行為を意味するものとする。

本法において「児童買春」とは、価値を有するものとの交換での、未成年者と他の人との間での性交又はその他のすべての種類の性的行為を意味するものとする。

第 24 条 : 客引き

自身による買春の目的で、公衆の面前で他の人を積極的に誘った人は、1 日から 6 日の懲役、及び 3,000 リエルから 10,000 リエルの罰金に処せられるとする。

未成年者は、本条において定められる罪において、罰を免除されるものとする。

第 25 条 : 買春の斡旋の定義

本法において、買春の斡旋行為は、下記の事項を意味するものとする。

1. 他の人の買春から金銭的な利益を引き出すこと
2. 他の人の買春を補佐し又は保護すること
3. 買春行為を目的に、人を募集し勧誘し訓練すること
4. 娼婦になるように、人に圧力をかけること

下記の行為は、買春の斡旋行為と同等であるとみなされるものとする。

1. 買春に従事している人と、他の人の買春から搾取し、又はそれに報酬を支払う人との間の仲介者として行動すること
2. それが斡旋から得られたことを知りながら、資金を運用し、又は隠すこと
3. 買春にかかわっている人又はその危険にさらされている人の利益のために、公的機関又は資格を有する民間組織によってなされる防止、支援又は再教育の行為を妨害すること

第 26 条 : 買春の斡旋

買春の斡旋を行った人は、2 年から 5 年の懲役に処せられるものとする。

第 27 条 : 重大化した買春の斡旋

買春の斡旋を行った人は、下記の場合に 5 年から 10 年の懲役に処せられるものとする。

1. 嫡出か否か、血縁関係があるか養子縁組かにかかわらず、娼婦の尊属又は子孫である男女の買春の斡旋人又は長によってなされた場合
2. 娼婦に対する自身の権威を悪用した男女の買春の斡旋人又は長によってなされた場合
3. 男女の買春の斡旋人又は長が娼婦に対して暴力又は強制力を使った場合
4. 買春の斡旋が組織によってなされた場合
5. 買春の斡旋が複数の人によってなされた場合

第 28 条 : 児童買春に関する斡旋

買春の斡旋は、娼婦が未成年の場合には、7 年から 15 年の懲役に処せられるものとする。

本章の関係する規定における「買春」という用語は、本条第 1 項に記されている罪に適用される場合、「児童買春」という用語に置き換えられるものとする。

第 29 条 : 拷問による買春の斡旋

買春の斡旋は、男女の買春の斡旋人又は長が娼婦に対する拷問又は暴力的行為によって行った場合には、10 年から 20 年の懲役に処せられるものとする。

第 30 条 : 買春の管理

直接的に、又は仲介者を通じて、買春施設を管理し、利用し、運営し又はそれに融資した人は、2 年から 5 年の懲役に処せられるものとする。

第 31 条 : 買春施設の管理

下記の事項のいずれかを受け入れ又は許容した場合、2年から5年の懲役に処されるものとする。

1. 他の人が、施設又はその附属施設内で買春にふけた。
2. 他の人が、施設又はその附属施設内で買春をすることを目的として、客を求めた。

第32条：買春のための施設の提供

他の人に、その人が買春にふけるために使われることを知りながら、公衆によって利用されていない敷地を売却又は提供した人は、2年から5年の懲役に処されるものとする。

第33条：児童買春に関する罪

本法第30条、第31条及び第32条に記されている罪のいずれかを犯した人は、その罪が児童買春に関して行われた場合には、7年から15年の懲役に処されるものとする。

本条第1項に記されている罪が適用される場合、本章の関係する規定の「買春」という用語は、「児童買春」という用語に置き換えられるものとする。

第34条：児童買春の購入

15歳以上の未成年者と、その未成年者、仲介者、親、後見人、又はその児童を自身の監督若しくは管理の下に置いているその他の人に価値のあるものを提供する、又は提供を約束することによって、性交、又はすべての種類のその他の性的行為を行った人は、2年から5年の懲役に処されるものとする。

15歳未満の未成年者と上記の罪を犯した人は、7年から15年の懲役に処されるものとする。

第35条：児童買春の勧誘

児童買春の仲介者として行動する目的で、児童買春のために他の人を勧誘した、又は児童買春を宣伝した人は、2年から5年の懲役、及び4,000,000リエルから10,000,000リエルまでの罰金を併科されるものとする。

上記の罪を事業として行った人は、5年から10年の懲役に処されるものとする。

第36条：児童買春に関連した条件付き資金融資

未成年者が児童買春の事業にかかわるという条件で、他の人に資金融資又は何らかの価値のあるものを提供した人は、5年から10年の懲役に処されるものとする。

児童買春事業にかかわるという条件で、未成年者に資金融資又は何らかの価値のあるものを提供した人も、本条第1項に記されているとおりに罰せられるものとする。

第37条：児童買春の契約

未成年者が児童買春事業にかかわることが義務付けられる契約を他の人とした人は、5年から10年の懲役に処されるものとする。

未成年者が児童買春事業にかかわることが義務付けられる契約をその未成年者と交わした人も、本条第1項に記されているとおりに罰せられるものとする。

第5章 ポルノグラフィ

第38条：ポルノグラフィの定義

本法において「ポルノグラフィ」とは、性的欲望を興奮させ又は刺激する、性器又はその他の同様のポルノグラフィを描いた写真、ビデオテープなど電子的形式の資料を含む視覚資料を意味するものとする。

第 39 条 : ポルノグラフィ

公共の場においてポルノグラフィを配布し販売、賃貸、展示、映写又は提示した人は、7 日から 1 か月の懲役、及び 100,000 リエルから 200,000 リエルの罰金を併科されるものとする。

上記の罪の実行において使用する目的で、ポルノグラフィを保有、移送、輸入又は輸出した人は、本条第 1 項に記されているとおりに罰せられるものとする。

本条第 1 項及び第 2 項に定められている罪の実行において使用する目的で、ポルノグラフィを制作した人は、1 か月から 1 年の懲役、及び 200,000 リエルから 2,000,000 リエルの罰金を併科されるものとする。

第 40 条 : 児童ポルノの定義

本法における「児童ポルノ」とは、性的欲望を興奮させ又は刺激する、未成年者の裸体を描いた写真、ビデオテープなど電子的形式の資料を含む視覚資料を意味するものとする。

第 41 条 : 児童ポルノ

公共の場において児童ポルノを配布、販売、賃貸、展示、映写又は提示した人は、2 年から 5 年の懲役、及び 4,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金を併科されるものとする。

本条第 1 項に定められている罪の実行において使用する目的で、児童ポルノを保有、移送、輸入又は輸出した人は、同様に罰せられるものとする。

児童ポルノを制作した人は、5 年から 10 年の懲役に処されるものとする。

本条第 1 項及び第 2 項に定められている罪の実行において使用する目的で、児童ポルノを制作した人は、10 年から 20 年の懲役に処されるものとする。

第 6 章

15 歳未満の未成年者に対する猥褻

第 42 条 : 15 歳未満の未成年者との性交

15 歳未満の他の人と性交を持った人は、5 年から 10 年の懲役に処されるものとする。

第 43 条 : 15 歳未満の未成年者に対する猥褻行為

本法における「猥褻行為」とは、行為者の性的欲望を刺激し又は満たす意図をもって、他の人の生殖器若しくはその他の性的部分に触れる若しくはそれを露出させる、又は、他の人に行為者若しくは第三者の生殖器若しくはその他の性的部分に触らせる行為を意味するものとする。

15 歳未満の他の人に対して猥褻行為を行った人は、1 年から 3 年の懲役、及び 2,000,000 リエルから 6,000,000 リエルの罰金を併科されるものとする。

本法第 42 条又は本条において定められている罪を繰り返し犯した人は、懲役刑が二倍にされるものとする。

第 44 条 : 刑の免除

15 歳未満の人は、本法第 42 条及び第 43 条に定められている罪に対する罰を免除されるものとする。

第7章 民事法上の救済

第45条：人の売買又は交換の行為及び性的搾取のための契約

人の売買若しくは交換又は性的搾取を目的としてなされた契約は、無効であるものとする。

人の売買若しくは交換の行為又は性的搾取に関連してなされた貸付契約は、無効であるものとする。

本条及び以下の条における「人の売買又は交換」の行為及び「性的搾取」とは、本法において定められる罪に関する違法な行為を意味するものとする。

第46条：不当利益の返還

人の売買若しくは交換の行為又は性的搾取から得られたことを知りながら、法的原因なしで利益を得た人は、発生した利子と共に不当利益全体を返還する責任を負うものとする。

苦痛を受けた人（搾取された人）は、かかる不当利益の返還に加えて損害賠償を請求することができる。

人の売買若しくは交換の行為又は性的搾取を行う目的で、他の人に、貸付又はその他の提供の契約を行った人は、その提供の返還を請求することはできない。

第47条：没収財産に対する先取権

犠牲者は、補償及び返還に関して、国が没収した財産に対して先取権を有するものとする。

第8章 補足規定

第48条：付加刑

本法において定められる罪に対して、下記の付加刑が科されることがある。

1. その犯罪の実行に役立った、又は役立てることを意図した、設備、資料又は物の没収
2. その犯罪の構成要素である資料の没収
3. その犯罪によって得られた、それから生じた収益金又は財産の没収
4. その犯罪の実行のために役立てた事業の閉鎖
5. 市民権の制限
6. 滞在禁止

第49条：犠牲者の身元の隠匿

新聞及びその他のすべてのマスメディアは、本法において定められる犯罪の犠牲者の身元が公知となりうる情報の公表、放送又は普及を禁じられるものとする。

第9章 最終条項

第50条：法律の廃止

勅許第 CS/RKM/0296/01 号によって公布された誘拐、人身売買及び人間の搾取の抑制に関する法律は、本法によって廃止されるものとする。

本法の規定が他の法律の規定と矛盾する場合、本法が優先するものとする。

第 51 条：刑法による差替え

本法第 2 条，第 3 条，第 4 条及び第 6 条は，刑法が発効した場合，刑法の該当する規定と差し替えられるものとする。

第 52 条：本法の実施

本法は，緊急のものであることを宣言する。

2008 年 2 月 15 日，プノンペンの王宮にて
ノロドム・シハモニ国王署名